

平成29年(ハ)第14号 損害賠償請求事件

原告 高野 邦夫

被告 広島県

準備書面(1)

平成29年9月26日

庄原簡易裁判所 御中

被告訴訟代理人弁護士 福 永

孝



被告指定代理人

広島県警察本部

和 田 敏



木 村 功



小 坂 泰



被告は原告の準備書面(1)に対して以下のとおり認否反論する。

第1 原告準備書面(1)の第一について

不知。未だ原告と津田氏に関する刑事事件の捜査は終了しておらず、又、被告のかかわらない民事事件の認否等の内容について認否する立場にない。

第2 同第二について

1 同第二の1について

否認ないし争う。

理由は答弁書で詳細に述べたとおりである。

付言するに、原告主張の告訴の意思表示とは平成29年5月2日付の警察官調

書における「厳重なる処罰を求めます」との記載に基づくものであるが、一般的には告訴は告訴状の提出又は警察での告訴状の作成により行われるのが実務であり、「厳重なる処罰を求めます」との記載のある被害者調書があるからといってその全てを告訴事件として扱うことはなされていない。この点、本件で問題となっている最判昭和22年11月24日刑集1巻1号21頁も、答弁書で詳細に述べたとおり、親告罪である強姦未遂罪について告訴の有無に関し微妙な問題があった事案について厳重に処罰を求める旨の被害者調書の記載を告訴の意思表示と認めるべきであるというものであって、「厳重なる処罰を求めます」旨の記載のある被害者調書があれば全て告訴事件として扱えとまで言っているものではない。

そして、原告は、その後である平成29年5月26日、警察に対して、捜査が進んでいるようなので告訴状は提出する気はないと明確に述べたのであるから、この5月26日時点までの原告の意思は告訴はしないというものに確定したのであり、事件発生当日の平成29年5月2日から適正に捜査が行われている本件について告訴の不当不受理を問題とする余地はないというべきである。

2 同2cについて

第1文は否認する。正確には被告の答弁書での主張のとおり、原告は、④警察がきちんと捜査してるようなので、告訴状は提出する気は無い、⑤コピーしてもらった告訴状は、いらないのであなたの参考書類としてください、⑥あなたの参考資料なので、コピーの方には「差し上げます。」と記載し、私が持ってきた「刑事訴訟法告訴関連条文」もあなたの勉強のために差し上げます、⑦告訴状は、検察に送ってもらう必要はありません、と述べたのであり、これは合理的解釈として原告は正式な告訴手続はとらないと警察に意思を表明したということである。

第2文については不知。原告は、その後、訴外津田の様子が変なので検察庁に告訴状を提出したとのことであるが、そうであれば被告の責任でないことは明らかである。

3 同3について

否認ないし争う。理由は答弁書及び本書で詳細に述べたとおりである。

第3 同第三の求釈明1～5について

1 求釈明1について

本件民事訴訟の争点とは無関係であり釈明の必要を認めない。

2 求釈明2について

本件民事訴訟の争点とは無関係であり釈明の必要を認めない。

3 求釈明3について

(1) 答弁書の訂正

答弁書第3の3(2)の第2段落(p5)の「なお、本件傷害事件が発生した平成29年5月2日当日に被害者調書が作成されている以上、捜査は開始されているのであり、合理的な捜査を行って書類や証拠物を整えてから検察官に送致することはその時点で決定されているところ(刑事訴訟法246条「司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。」、身柄事件でない本件について、平成29年5月中に原告の被害者調書の作成、被疑者調書の作成、実況見分調書の作成、必要な各種捜査照会等を行い、同年6月5日には庄原警察署での捜査をいったん完結させ、事件発生から約1か月後の同月8日には送検されているのであるから十分に合理的な期間内の適法な処理であるといえる。原告が庄原警察署による送検の翌9日に検察庁に告訴状を提出したとすれば、それは前日の庄原警察署による送検の事実を知らずに捜査の進展に疑問を持ったからではないかとも推認されるが、そうであるとすればそれは原告の思い込みすぎず、庄原警察署は適法・適正に捜査手続を進めているのである。」との記載については、日付について被告の認識に間違いがあったので下記のとおり訂正する。

記

「なお、本件傷害事件が発生した平成29年5月2日当日に被害者調書が作成されている以上、捜査は開始されているのであり、合理的な捜査を行って書類や証拠物を整えてから検察官に送致することはその時点で決定されているところ(刑事訴訟法246条「司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。」、身柄事件でない本件について、平成29年

5月中に原告の被害者調書の作成、被疑者調書の作成、実況見分調書の作成、必要な各種捜査照会等を行い、同年6月5日には庄原警察署での捜査をいったん完結させ、事件発生から約1か月後の同月9日には送検されているのであるから十分に合理的な期間内の適法な処理であるといえる。原告が訴状のとおり庄原警察署による送検の前日8日に検察庁に告訴状を提出したとすれば、庄原警察署による捜査・送検手続の進捗を知らずに捜査の進展に疑問を持ったからではないかとも推認されるが、そうであるとすればそれは原告の思い込みにすぎず、庄原警察署は適法・適正に捜査手続を進めているのである。

なお、原告は、被告の答弁書提出後の準備書面(1) p 2上から6行目において、平成29年5月26日に告訴状を持ち帰った後、「その後告訴事件としては、訴外津田の様子が変なので検察庁に告訴状を提出したのです」と明記しており、被告とは無関係の理由で告訴状を改めて検察庁に提出したことを述べているところである。

(2) 求釈明についての反論

被告は、答弁書で述べたとおり、本件傷害事件が発生した平成29年5月2日当日に被害者調書を作成して捜査を開始し、身柄事件でない本件について、平成29年5月中に原告の被害者調書の作成、被疑者調書の作成、実況見分調書の作成、必要な各種捜査照会等を行い、同年6月5日には庄原警察署での捜査をいったん完結させ、事件発生から約1か月後の同月9日に送検している。

警察から検察庁への送致罪名は傷害であるが、前記のとおり、検察庁には被害者調書、被疑者調書、実況見分調書、各種捜査照会結果が一件記録として送られているのであるから、検察庁の捜査対象は被害者である原告が調書で述べている全事実であり、原告が自らの被害者調書等で邸宅侵入を構成する事実を主張しているのであればそれも捜査対象となっていることは明らかである(逆に原告が自らの被害者調書等において邸宅侵入を構成する事実を主張していないのであれば、被告が邸宅侵入を送致の罪名に入れていないことは当然だということになる)。そして、最終的な起訴罪名をどうするかについては起訴権限を独占する検察官が証拠に基づいて裁量的に決めるのであり、逆にいえば、そ

の前段階である警察の送致罪名の記載をどうするかということについては、内部手続であって最終決定でもなく、証拠関係等を総合考慮しての警察の初期段階の裁量に委ねられているものであり、被害者である原告が納得して署名・押印した被害者調書が検察庁にそのまま送られ、原告主張の事実が捜査対象になっている以上、被告の手続に違法な点はないし、原告に不利益もない。すなわち、警察の送致罪名、検察官の起訴罪名、判決での認定罪名がそれぞれずれることはよくあることであり、証拠評価とそれに基づく事実認定（罪名認定）については捜査機関（特に検察官）に幅広く裁量が認められている。そして、被害者、被疑者等の主張事実と証拠の全体が検察庁に送付されれば、検察官は独自に起訴すべき罪名を検討するのであり、このとき警察の送致罪名に縛られることはなく、警察の送致罪名によって被害者に不利益が生じることはないということである。

4 求釈明4について

答弁書で述べたとおり、被告は、被害者調書の作成、被疑者調書の作成、実況見分調書の作成、必要な各種捜査照会等を行った。なお、本件は現在捜査中であるので、これ以上詳細な回答はできない。

5 求釈明5について

本件民事訴訟の争点とは無関係であり釈明の必要を認めない。

なお、前記のとおり、本件は一件記録が検察庁に送られて現在捜査中であるので、被告が捜査記録を提出することはできない。

第4 同第四について

1 同第四の1について

否認ないし争う。

第1段落については、本件裁判の争点との関係では、被告とは無関係の事情である。

第2段落については、答弁書で述べたとおり、被告は、適正な時期・期間・内容で捜査し送検している。

2 同第四の2について

第1文は原告の思いであり認否の限りでない。

第2文は否認ないし争う。既に述べたとおり、被告の捜査手続に違法な点はなく国家賠償法上の責任を負うことはない。

第5 被告の主張のまとめ

答弁書及び本書における被告の主張の骨子をまとめる。

- 1 平成29年5月26日の告訴状の提出の問題については、警察からの説明を受け、そもそも原告は正式な告訴手続をとらない意思を表明した（正式に告訴状を提出することはしなかった）のであるから、被告が告訴の不当不受理の責任を負う理由はない。
- 2 原告の平成29年5月2日付の警察官調書における「嚴重なる処罰を求めます」との記載については、①被害者の警察官調書にそのような記載があるからといってその全てを告訴事件として扱うことはなされておらず、その後、原告は同月26日に警察に対して告訴手続をとらない意思を表明したのであるから、被告が告訴事件として扱っていなくてもそもそも違法でなく、②百歩譲って仮に原告主張のように平成29年5月2日付警察官調書における「嚴重なる処罰を求めます」との記載を告訴の意思表示ととらえるべきだったと仮定しても、その機能は警察が検察官に事件を速やかに送付して適正な捜査を行うことを促すものであるところ、これは捜査機関間の内部手続の問題であって被害者が有するのは反射的利益にすぎず、国家賠償法上保護される利益とはいえない上に、同反射的利益の内容を個別に見ても、本件では被告は本件傷害事件が発生した平成29年5月2日当日に被害者調書を作成して捜査を開始し、身柄事件でない本件について、平成29年5月中に原告の被害者調書の作成、被疑者調書の作成、実況見分調書の作成、必要な各種捜査照会等を行い、同年6月5日には庄原警察署での捜査をいったん完結させ、事件発生から約1か月後の同月9日に送検しているのであるから、適正な時期・期間・内容で捜査が行われ速やかに検察官に送付されていると十分に評価できるので、原告に何ら不利益、損害は発生しておらず、被告が国家賠償責任を負う理由はない。

以上